

農地法第 3 条許可申請書記入マニュアル

このマニュアルは、初めて農地法第 3 条の許可申請をしようとする方向けに、許可申請書の記入方法をわかりやすく解説したものです。

このため、法律上の正確性よりわかりやすさを優先した表現になっています。

目次

1 農地法第3条の規定による許可申請書様式及び記入方法	・・・	3 頁
2 個人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	・・・	2 0
3 農業生産法人が農地を買ったり借りたりする場合の記入例	・・・	3 0
4 農業生産法人以外の法人が農地を借りる場合の記入例	・・・	4 1

- 1 農地を買ったり借りたりする場合には、農地法第3条に基づき、農業委員会（住所のある市町村外の農地である場合等には、都道府県知事）の許可を受ける必要があります。

農業委員会の許可を受けていない契約は無効ですので、十分ご注意ください。

- 2 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

農業生産法人以外の法人は、一定の条件の下で農地を借りる場合のみ許可を受けることができます。